

毒物及び劇物取締法における 毒物劇物運搬上の規制について

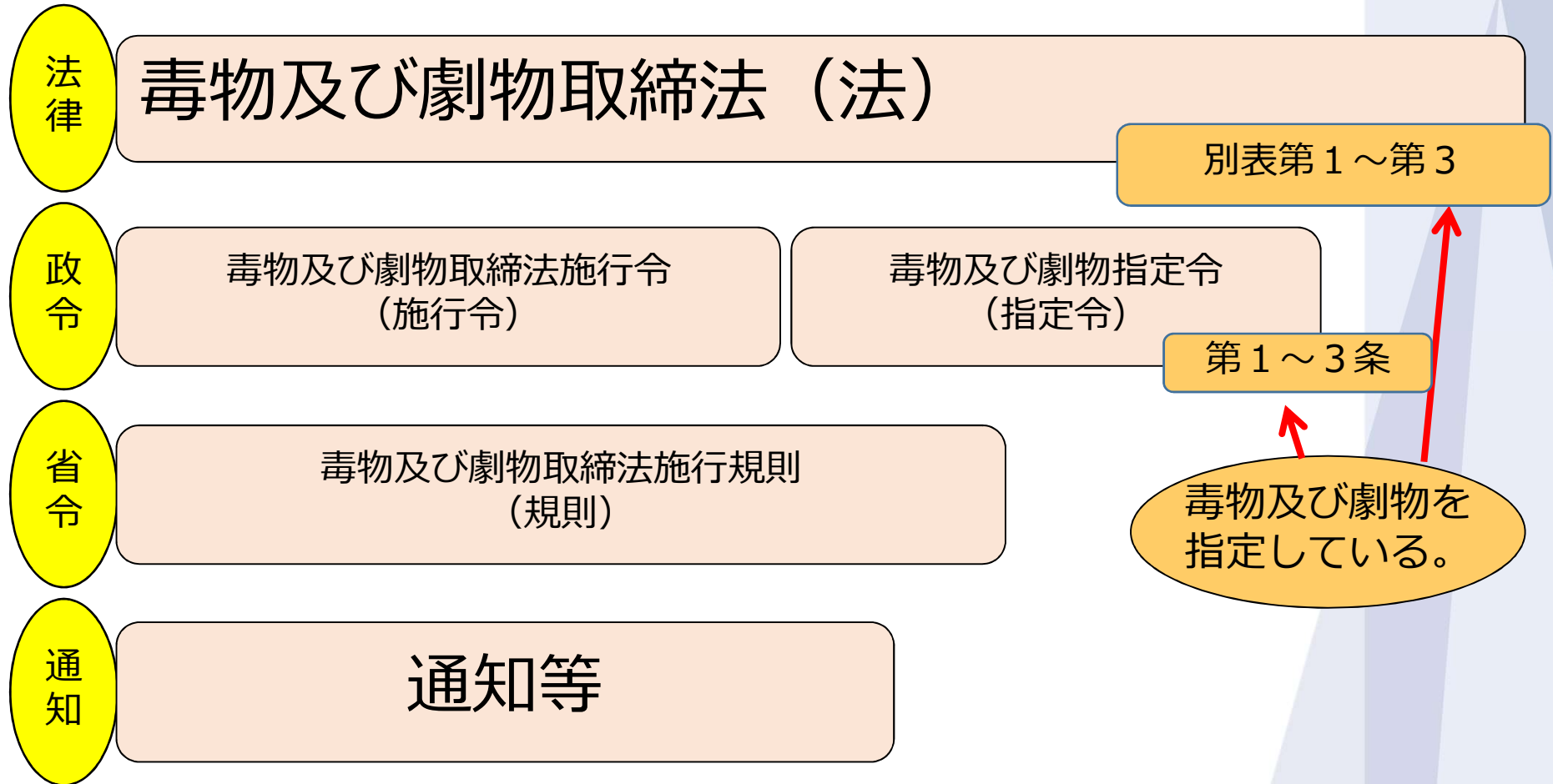
一都三県毒物劇物運送業者講習会

令和7年1月24日

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

薬事指導グループ

毒物及び劇物取締法の体系



目的（法第1条）

この法律は、毒物及び劇物について、**保健衛生上**の見地から必要な**取締**を行うことを目的とする。

毒物及び劇物取締法においては、

- 毒物劇物営業者の登録制度等
 - 容器・包装への表示と使用容器の制限
 - 譲渡手続
 - 盗難・紛失・漏洩等防止の対策
 - 毒物劇物の廃棄時の基準
- 等を規定している。

定義（法第2条）



■毒物

法別表第一に掲げるもの（原体）

指定令第一条に掲げるもの（原体及びその製剤）

■劇物

法別表第二に掲げるもの（原体）

指定令第二条に掲げるもの（原体及びその製剤）

■特定毒物

毒物であって、法別表第三に掲げるもの（原体）

指定令第三条に掲げるもの（原体及びその製剤）

法令上の指定方法

① 「○○（化学物質名）」

（例）キシレン（指定令第2条第22の4号）

② 「○○（化学物質名）を含有する製剤」

（例）クロルピクリンを含有する製剤（指定令第2条第27号）

③ 「○○（化学物質名）及びこれを含有する製剤」

（例）酢酸タリウム及びこれを含有する製剤
（指定令第2条第30の4号）

- ①については、『**原体**』のみが対象。
- ②については、『**製剤**』のみが対象。
- ③については、『**原体と製剤**』が対象。

原体とは

原体：原則、製剤化していない化学的純品を指す。
そのうち、次のものも原体とみなします。

- ① 原体に着色、着香、当該毒物及び劇物の安定又は危害防止の目的で、純度に影響のない程度に他の化学物質の添加を行ったもの。
- ② 原体に物理的な加工（粉砕や結晶化等）のみをおこなったもの。
- ③ 原体に製造過程等に由来する不純物を含むもの。

製剤とは

製剤：概ね、以下の概念を満たすもの。

- ①薬剤又はこれに類するもので、物質的機能を利用するもの
- ②希釈、混合、粉碎、ろ過等を含む調整行為が加えられたもの
- ③当該成分を利用する意図をもって調整されたもの

※以下のものは一般に「製剤」とはみなしません。

- ①器具、機器、用具といった概念でとらえられるもの。
- ②使用済みの廃液等、廃棄されたもの。
- ③毒物又は劇物を不純物として含有しているもの



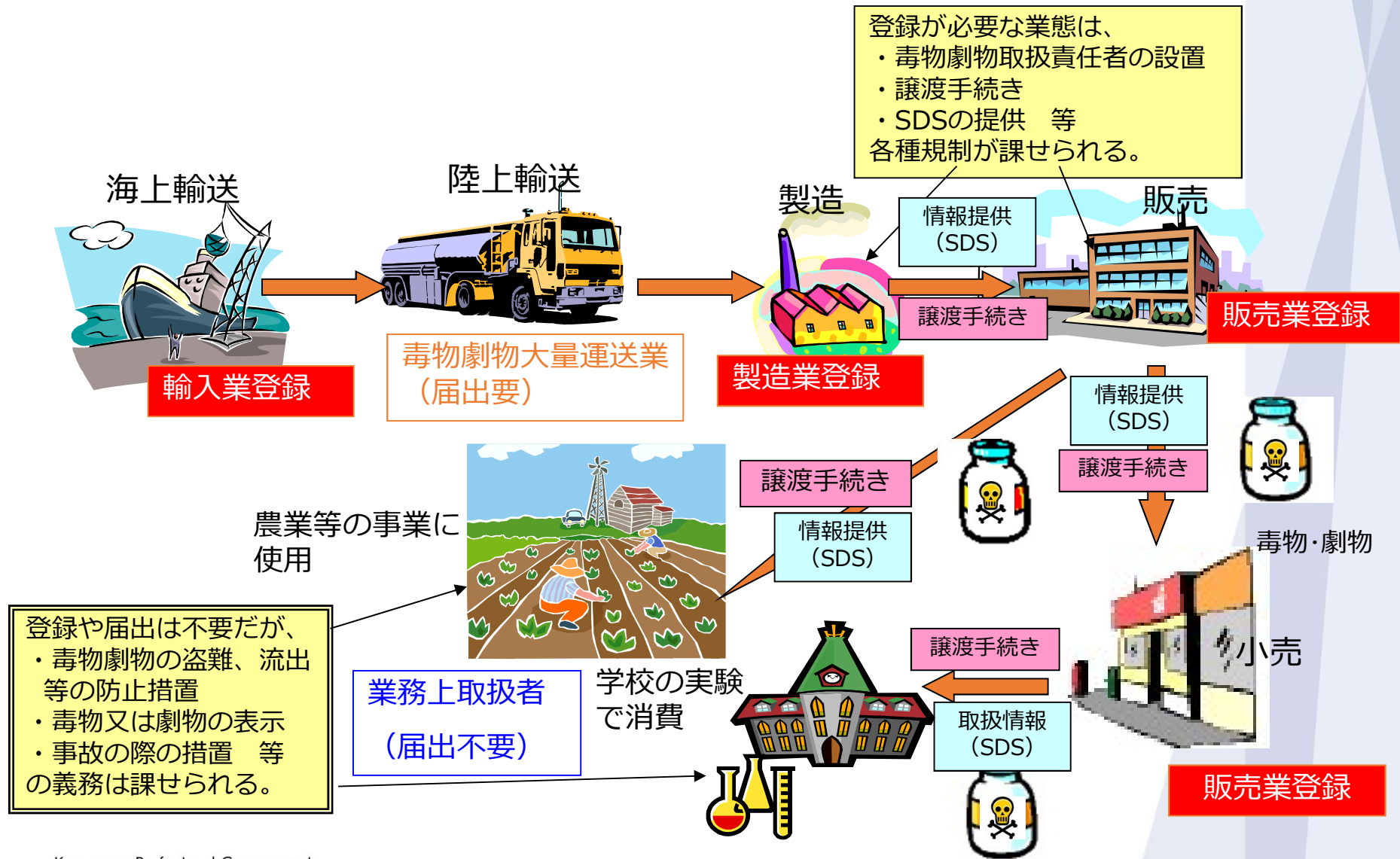
(例1) バッテリー（劇物である硫酸を電解液として含み製品化されたもの）
⇒硫酸の製剤ではない。

※バッテリー本体とそれに充填される硫酸が分離された状態の場合、当該硫酸については劇物に該当する。

(例2) 劇物である殺虫剤をしみ込ませた紙袋をリンゴ等にかぶせる場合
⇒この紙袋は劇物の製剤になる。

(例3) 硫酸を含んだ廃液⇒硫酸の製剤ではない。

毒物劇物の製造・流通・使用の流れと規制



営業の登録等

毒物劇物営業者	製造業
	輸入業
	販売業
毒物劇物業務上取扱者	要届出
	届出不要
特定毒物を研究又は政令で定める用途で使用する者	研究者
	使用者



業務上取扱者の届出等（法第22条）

政令で定める事業を行う者であって、その業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱う場合は、30日以内に事業場の所在地の都道府県知事等に届出が必要

事業の種類	取扱う毒物劇物
電気めっき事業	無機シアン化合物（原体・製剤）
金属熱処理事業	無機シアン化合物（原体・製剤）
大量運送事業	施行令別表第2に掲げる物※
しろあり防除事業	砒素化合物（原体・製剤）

※塩化水素、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム等政令で定める23項目

業務上取扱者の届出等（法第22条）

政令で定める毒物劇物の大量運送を行う事業

- ① **最大積載量が5000kg以上の自動車若しくは被牽引自動車（以下、「大型自動車」という。）に固定された容器**を用いて行う毒物又は劇物の運送の事業



- ② **内容積が省令で定める量以上の容器を大型自動車に積載して**行う毒物又は劇物の運送の事業



※②の省令で定める量とは、

四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合は**200 L**

それ以外の毒劇物（施行令別表第2に規定）を運搬する場合は**1000L**

施行令別表第 2 に掲げる品目

1	黄燐	9	塩素	17	硝酸及びこれを含有する製剤（10%以下は除く）で液体状のもの
2	四アルキル鉛を含有する製剤	10	過酸化水素及びこれを含有する製剤（6%以下を除く）	18	水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（5%以下は除く）
3	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの	11	クロルスルホン酸	19	水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（5%以下は除く）
4	弗化水素及びこれを含有する製剤	12	クロルピクリン	20	ニトロベンゼン
5	アクリロニトリル	13	クロルメチル	21	発煙硫酸
6	アクロレイン	14	硅弗化水素酸	22	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（1%以下を除く）で液体状のもの
7	アンモニア及びこれを含有する製剤（10%以下を除く）で液体状のもの	15	ジメチル硫酸	23	硫酸及びこれを含有する製剤（10%以下を除く）で液体状のもの
8	塩化水素及びこれを含有する製剤（10%以下を除く）で液体状のもの	16	臭素		

届出が必要な業務上取扱者に適用される規定（法第22条）

- 毒物劇物取扱責任者（法第7条）
- 毒物劇物取扱責任者の資格（法第8条）
- 毒物又は劇物の取扱（法第11条）
- 毒物又は劇物の表示（法第12条第1項及び第3項）
- 回収等の命令（法第15条の3）
- 事故の際の措置（法第17条）
- 立入検査等（法第18条）
- 登録の取消等（法第19条第3項及び第5項）

そのほか、毒物又は劇物を取り扱う 全ての者に適用される規定

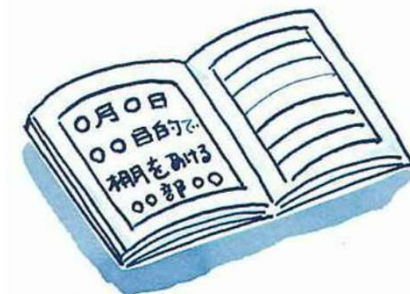
- 登録営業者以外の製造輸入販売の禁止等（法第3条）
- 特定毒物に関する禁止規定（法第3条の2）
- 幻覚作用等を有する毒物又は劇物の濫用目的での所持禁止（法第3条の3）
- 爆発性等を有する毒物又は劇物の正当な目的以外での所持禁止（法第3条の4）
- 廃棄に関する技術上の基準（法第15条の2）
- 運搬、貯蔵等についての技術上の基準（法第16条）

毒物劇物取扱責任者（法第7条）

毒物劇物営業者は毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。

（参考）毒物劇物取扱責任者の業務について（昭和50年7月31日薬発第668号通知）

1. 製造作業場所等について、基準の遵守状況の点検、管理
2. 毒物劇物の表示・取扱いの遵守状況の点検
3. 運搬・廃棄に関する基準の適合状況の点検
4. 事故時に必要な設備器材の配備等、事故処理体制の整備、応急措置の実施、事故の原因調査・再発防止の実施
5. 危害防止規定の作成



毒物劇物取扱責任者（法第7条）

「毒物劇物取扱責任者に係るデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」（令和6年6月26日医薬薬審発0626第4号通知）

毒物劇物営業者に対し、専任の毒物劇物取扱責任者を置くことを求めているが、デジタル技術の活用等により、各条項で規定される管理等を適切に行うことが可能。

（デジタル技術の活用等の例）

- ・ 監視カメラ、ドローン等による倉庫等の常時監視
- ・ センサー等による入室管理
- ・ 毒物劇物管理簿の電子化による在庫等の遠隔管理
- ・ 通信回線等を利用した遠隔通信

毒物劇物取扱責任者（法第8条）

■ 資格

①薬剤師

②厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を
修了した者

※具体的な基準については、「毒物劇物取扱責任者の資格要件について」
（令和6年5月30日医薬薬審発0530第1号通知）を参照。

③都道府県知事が行う試験に合格した者

※試験の区分は**一般、農業用品目、特定品目**の3種類。

■ 欠格事項

①年齢18才未満の者

②心身の障害により業務を適正に行うことができない者

③麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

④毒物・劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の処罰から3年を経過していない者

毒物又は劇物の取扱（法第11条）



○盗難防止措置

- ・毒物劇物と他の物を区分して陳列する
- ・鍵をかける（鍵の管理を徹底する）
- ・性質上かぎをかけられない場合、周囲に堅固な柵を設け、敷地境界線から離れたところに保管する 等

○敷地外への漏えい防止措置

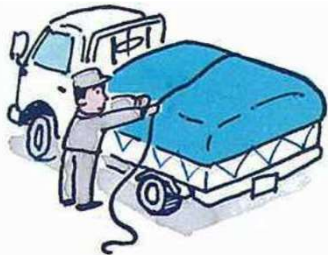
- ・コンクリート製の建物
- ・タンクの周りにコンクリートの防液堤を設ける 等



毒物又は劇物の取扱（法第11条）

○運搬時の盗難・漏えい防止措置

- ・容易に持ち去られないように管理する
（トラックの荷台をシートで覆いロープを締めるなど）
- ・車から目を離さない
- ・トラックの荷台にはシート等を敷き、中和剤や吸収剤を積む等



○容器

- ・飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない



毒物又は劇物の表示（法第12条）

■ 容器及び被包

「医薬用外」の文字及び

毒物：赤地に白色をもって「毒物」

劇物：白地に赤色をもって「劇物」

医薬用外毒物

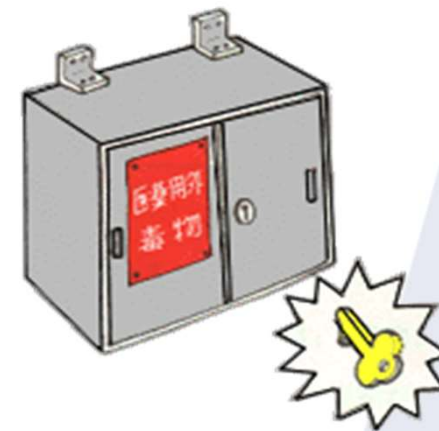
医薬用外劇物

■ 貯蔵又は陳列する場所

「医薬用外」の文字及び

毒物：「毒物」の文字

劇物：「劇物」の文字



情報の提供（施行令第40条の9）

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与する時まで、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。

情報の提供は以下のいずれかの方法で、邦文で行わなければならない。

- ①文書の交付→ SDS（製品安全データシート）等を使用
- ②電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達

※電子メールの送信により SDS 等を交付する場合は、送信先の電子メールアドレスを事前に確認する等により確実に相手方に伝達できるよう留意すること。

※ホームページ上の SDS 等をアドレスの伝達により閲覧を求める場合には、譲受人において SDS 等を容易に確認可能なウェブページの URL とすること。例えば、企業のトップページなど、当該物質の SDS 等に容易に辿り着けないページのアドレスを伝達することは、情報提供として適切とは言い難いことに留意する必要がある。

情報提供の内容（規則第13条の12）

- ① 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所
（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 毒物又は劇物の別
- ③ 名称並びに成分及びその含量
- ④ 応急措置
- ⑤ 火災時の措置
- ⑥ 漏出時の措置
- ⑦ 取扱い及び保管上の注意
- ⑧ 暴露の防止及び保護のための措置
- ⑨ 物理的及び化学的性質
- ⑩ 安定性及び反応性
- ⑪ 毒性に関する情報
- ⑫ 廃棄上の注意
- ⑬ 輸送上の注意



廃棄（法第15条の2、令第40条）

「毒物・劇物」又は「毒物・劇物を含有するとして政令で定めるもの」を廃棄する場合、**政令で定める技術上の基準**に従って行わなければならない。

- 中和、加水分解、酸化、還元、希釈等の方法でおこなう。
- ガス体等の場合は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で少量ずつ放出し又は揮発させる。
- 可燃性のものは、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で少量ずつ燃焼させる。 等



※各毒物劇物の廃棄の具体的基準は「毒物及び劇物の廃棄方法に関する基準」（通知）として公表されている。

※下水道法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法等、他の法律にも抵触しないようにすること。

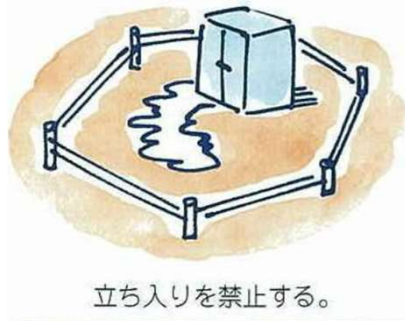


事故時等の措置（法第17条）

- 飛散、漏れ、流れ出し、染み出し又は地下に染み込んだ場合において、不特定多数に保健衛生上の危害が発生するおそれがある時には、直ちに**保健所**、**警察署**又は**消防機関**に届け出ること。
- 同時に、保健衛生上の危害防止のための必要な**応急措置**を講じなければならない。
- **盗難又は紛失**した場合は、**警察署**に届け出ること。



※各毒物劇物の事故時の措置としては、「毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準」として公表されている。



立ち入りを禁止する。



中和剤を散布する。



風下の人に知らせ退避させる。



保護具を着用する。



洗い流すなど迅速に対処する。

運搬上の規制について

運搬等についての技術上の基準等 (法第16条第1項)

保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。

<施行令第40条の2～7等>

(特に、四アルキル鉛、無機シアン化合物(液体状のものに限る)、弗化水素を運搬する際の技術上の基準については、詳細な規定がある)

- 容器
- 容器又は被包の使用
- 積載の態様
- 運搬方法
- 荷送人の通知義務
- 船舶による運搬

<通知>

(政令で定められている物以外の毒物及び劇物を運搬する際の基準)

- 毒物及び劇物の運搬容器に関する基準について(その1～4)

運搬する容器の基準

(施行令第40条の2、規則第13条の2)

- 四アルキル鉛を含有する製剤
- 無機シアン化合物たる毒物
(液体状、内容積1,000L以上の容器)
- 弗化水素又はこれを含有する製剤
(内容積1,000L以上の容器)

※無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る）
又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤を、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規定に定めるポータブルタンク及びロードタンクビークルを使用して運搬する場合、基準は適用しない。

毒物及び劇物の運搬容器に関する基準

安全確保の観点から、通知により、運搬容器の具体的な基準が示されている。

- その1 昭和63年6月15日付薬発第511号（平成6年9月21日改正）
液体状のものを車両を用いて運搬する固定容器の基準
- その2 昭和63年6月15日付薬発第511号（平成6年9月21日改正）
液体状のものを車両を用いて運搬する積載式容器（タンクコンテナ）の基準
- その3 平成3年3月6日付薬発第255号（平成6年9月21日及び平成7年3月16日改正）
内容積450L以下の小型運搬容器の基準
- その4 平成4年9月11日付薬発第836号（平成6年9月21日及び平成7年3月16日改正）
中型運搬容器の基準

運搬時の容器等の表示

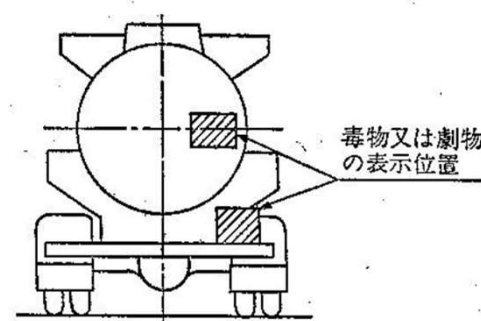
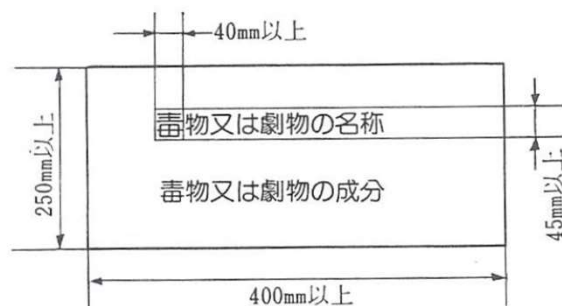
(施行令第40条の3、
毒物及び劇物の運搬容器に関する基準-その1、2)

毒物（四アルキル鉛を含有する製剤を除く）又は劇物を車両又は鉄道により運搬する場合、以下に適合する必要がある。

- 容器又は被包に収納されていること。
- ふたをし、弁を閉じる等の方法で容器又は被包が密閉されていること。
- 1回につき1,000kg以上を運搬する場合

（液体状の毒物又は劇物を1,000L以上の容器で運搬する場合）

容器又は被包の外部に収納した**毒物又は劇物の名称**及び**成分**の表示がなされていること。



積載の態様（施行令第40条の4）

- ①四アルキル鉛を含有する製剤
- ②弗化水素又は弗化水素70%以上を含有する製剤
- ③（①、②を除く） **その他の毒物又は劇物**

- ・ 容器が落下、転倒、破損することのないように積載すること
- ・ 容器が積載装置の長さ又は幅を超えないように積載すること



運搬方法

(施行令第40条の5、規則第13条の4～6、毒物及び劇物の運搬容器に関する基準-その1)

①交替して運転する者の同乗

運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次のいずれかに該当する場合は、交替して運転する者を同乗させること。

(1) 連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、**4時間**を超える場合

※高速自動車国道又は自動車専用道路のサービスエリア又はパーキングエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合は、連続運転時間を**4時間30分**まで延長することができる。

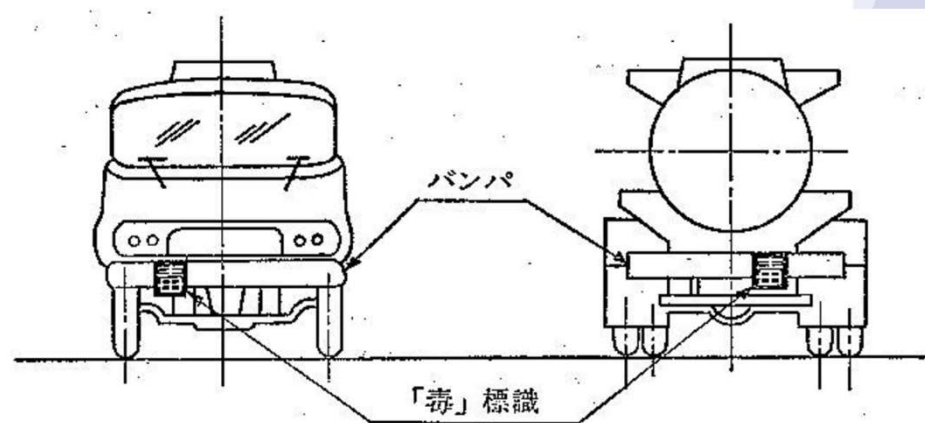
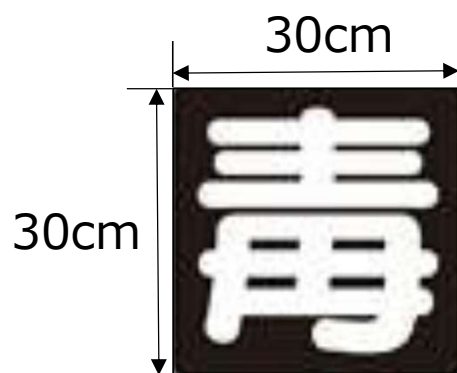
(2) 運転時間が2日（始業時刻から起算して四十八時間をいう。）を平均し、1日当たり**9時間**を超える場合

運搬方法

(施行令第40条の5、規則第13条の4～6、
毒物及び劇物の運搬容器に関する基準-その1)

②車両に掲げる標識

0.3メートル平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示し、車両の前後の見やすい箇所に掲げなければならない。
(劇物を運搬する場合も「毒」の表示とする)



運搬方法

(施行令第40条の5、規則第13条の4～6、毒物及び劇物の運搬容器に関する基準-その1)

③車両に備える保護具

車両には、次のものを2人以上備えること。

- ・防毒マスク
- ・ゴム手袋
- ・その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具で厚生労働省令で定めるもの



運搬方法

(施行令第40条の5、規則第13条の4～6、毒物及び劇物の運搬容器に関する基準-その1)

④車両に備える書面

車両には、次の内容を記載した書面※を備えること。

- ・ 運搬する毒物又は劇物の名称
- ・ 運搬する毒物又は劇物の成分
- ・ 運搬する毒物又は劇物の含量
- ・ 事故の際に講じなければならない
 応急の措置の内容

※ 「イエローカード」が利用可能。(平成8年5月13日薬安第55号通知)

運搬方法

(施行令第40条の5、規則第13条の4～6、毒物及び劇物の運搬容器に関する基準-その1)

イエローカード (連絡緊急カード)

- ・ 化学物質の有害性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先などを記載した黄色いカード。
- ・ 危険有害物質等を輸送する際に、製造事業者等が作成し、運送人に交付することにより、事故時の措置等の周知徹底を図り、化学物質の総合的な物流の安全を図ろうとするもの。

品名	液化アンモニア					国連番号	1005					
該当法規・危険有害性												
消 防 法						毒物及び劇物取締法		高压ガス保安法		火薬類取締法		道路法
類 別						品 名 (法別表)		特 定 毒 物		火 薬 類		火 工 品
第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	毒物	劇物	一般高压ガス	液化石油ガス	火薬	爆薬	施行令第19条の12、13
						●		●				●
危 険 性			有 害 性			環 境 汚 染 性			性 状			
禁水性			爆発性			可燃性			有害ガス発生			目・皮膚に触れると危険
			●			●			●			●
						常温			加熱時			水に接触
									●			●
事故発生時の応急措置												
① 車を、安全な場所に移動する。(人家や人ごみを避け、できるだけ交通の障害にならないような場所に移動し、エンジンを停止し、車止めをする。)												
② 事故の発生を大声で告げ、下記事項を消防署及び警察署に通報し、人を風上に避難させる。												
③ エンジンの熱や火花は着火源になります。												
④ 保護具を着用し、漏れ止め・回収・消火等を行う。												
緊急通報												
119 (消防署) 110 (警察署) 高速道路の非常電話												
[緊急通報例]												
1. いつ ○○時○○分頃												
2. どこで ○○市○○地区(国・県・市)道○○線○○付近で												
3. なにが 「液化アンモニア、(劇物、高压ガス)」が												
4. どうした 漏れています。漏れて火災になってます												
5. ケガ人は ケガ人がいます(救急車をお願いします) ケガ人はいません												
6. 私の名前は ○○運送会社 ○○です												
緊急連絡 (特に休日・夜間に確実に連絡が取れる部署の電話番号を記入する)												
荷主会社 ○○○○					運送会社 △△△△							
住 所 ○○○○					住 所 △△△△							
電 話 平日・昼間 000-000-0000					電 話 平日・昼間 000-000-0000							
休日・夜間 000-000-0000					休日・夜間 000-000-0000							

運搬に関する基準体系図

法第16条
運搬等についての技術上の基準等

施行令

○容器の基準(第40条の2)

- …使用可能な容器の基準
- ・四アルキル鉛を含有する製剤
- ・無機シアン化合物たる毒物(液体状、1000L以上の容器)
- ・弗化水素又はこれを含有する製剤(1000L以上の容器)

○容器又は被包の使用基準(第40条の3)

- …充填率、容器の密閉、容器への表示
- ・四アルキル鉛を含有する製剤
- ・その他の毒劇物

○積載の様態の基準(第40条の4)

- …容器の積載方法
- ・四アルキル鉛を含有する製剤
- ・弗化水素又は弗化水素70%以上を含有する製剤
- ・その他の毒劇物

○運搬方法の基準(第40条の5)

- …同乗者、標識、保護具等
- ・四アルキル鉛を含有する製剤
- ・無機シアン化合物たる毒物、弗化水素、その他主に液体状の劇物

局長通知

○毒物及び劇物の運搬容器に関する基準について

- 施行令第40条の2で規定されているもの以外の毒劇物の運搬に関する基準
- その1:液体状のものを車両を用いて運搬する固定容器の基準
 - その2:液体状のものを車両を用いて運搬する積載式容器(タンクコンテナ)の基準
 - その3:内容積450L以下の小型運搬容器の基準
 - その4:中型運搬容器の基準

施行規則

○容器の基準の特例(13条の2)

- …国連容器使用時の基準の適用除外
- ・無機シアン化合物たる毒物
- ・弗化水素又はこれを含有する製剤

施行規則

○運搬方法の細則(13条の3~5)

- …同乗者を乗車させる基準、標識の規格、保護具の種類
- ・四アルキル鉛を含有する製剤
- ・無機シアン化合物たる毒物、弗化水素、その他主に液体状の劇物

荷送人の通知義務

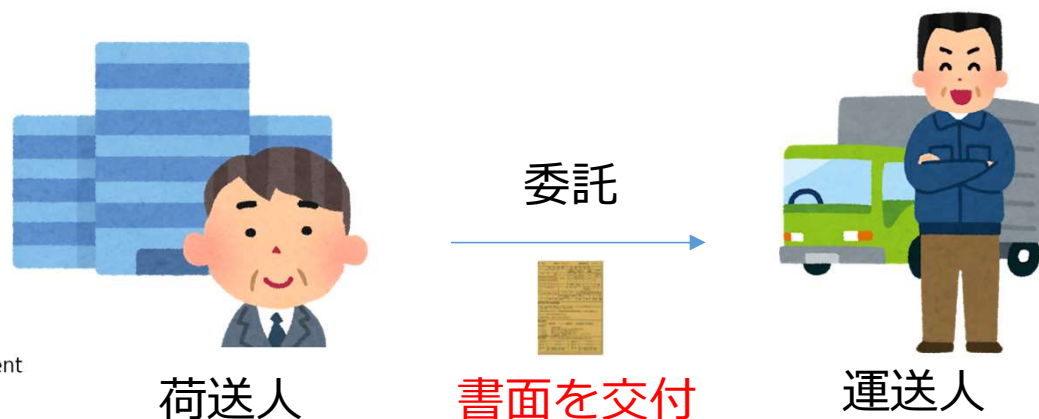
(施行令第40条の6、規則第13条の7)

毒物又は劇物を車両又は鉄道によって、1回に1,000kgを超える運搬をする場合で、運搬を他に委託する時は、荷送人（委託元）は、運送人（委託先）に次の事項を記載した書面を交付する必要がある。

- ① 毒物又は劇物の名称、成分、含量、数量
- ② 事故の際に講じなければならない応急の措置の内容

※平成8年5月13日薬安第55号通知により、イエロー・カードに「成分、含量、数量等」の所要の事項を加えることで足りる。

※運送人の承諾を得て、書面以外での交付も可能。



毒物劇物危害防止規定

毒物又は劇物の管理、責任体制を明確化し、毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした事業者の自主的な規範

記載事項（基本的事項）

- ・ 職務・組織に関する事項
- ・ 作業の方法に関する事項
- ・ 設備等の点検の方法に関する事項
- ・ 設備等の整備・補修に関する事項
- ・ 事故時の通報・応急措置活動に関する事項
- ・ 教育・訓練に関する事項
- ・ その他、危害防止のための遵守事項

（参考）「毒物劇物危害防止規定について」

昭和50年11月6日薬安第80号・薬監第134号通知

各事業所において、実情に応じた「危害防止規定」を毒物劇物取扱責任者が策定し、実施できるよう周知しておくことが重要



事故事例（令和5年度事例からの抜粋）

■ 輸送中の漏洩（不適切な容器）（令和5年10月 宮城県 業務上取扱者）

列車内にて硫酸1L程度及び硝酸1L程度をペットボトルにて輸送中に容器の破損により漏洩(漏洩量不明)した。負傷者7名（中等症2名、軽症5名）。

（原因） 不適切な運搬容器により、容器が破損した。

■ 塩酸運送中の漏洩（手順誤り）（令和5年12月 福井県 業務上取扱者）

道路上で塩化水素（35%）を積載したタンクローリーから、計3か所に渡り約100L流出。塩酸によりタンクローリーのラジエーターが破損し、自走不能となった。

（原因） 積み込み作業時に、タンク上部の投入口の1つを閉め忘れた。

■ 硫酸移送中の漏洩（令和6年2月 愛知県 販売業）

事業所内において、硫酸98%を貯蔵タンクからタンクローリーへ充填する作業時に飛散した。乗務員1名が軽度熱傷。

（原因） 作業員の操作ミスにより、配管内に通常時以上の圧力がかかった。

危害防止規定のモデルや事故事例等

毒劇物の安全対策

(厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室)

平成11年度から毎年盗難・紛失事故、流出・漏洩事故情報を公開しています。
以下のURLを参照し、企業内教育等にご利用ください。

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

毒物劇物に関する事故情報

毒物劇物の盗難・紛失・漏洩等の事故事例です。

毒物または劇物の盗難・紛失事故詳報

令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度
平成11年度			

毒物または劇物の流出・漏洩事故詳報

令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度
平成11年度			

規定モデル・パンフレット等

事業所における毒物劇物の管理体制について、毒物劇物取扱責任者が作成することとされている危害防止規定のモデルや、毒物劇物の保管管理に関する情報、パンフレットを掲載しています。

- 毒物劇物危害防止規定モデル(平成18年度及び19年度厚生労働科学研究費補助金「毒物劇物の事例解析に基づく安全管理創生に関する研究」の成果物)

危害防止規定モデル(製造業)について

危害防止規定モデル(製造業) チェックリスト(製造業)

危害防止規定モデル(販売業、輸送業)について

危害防止規定モデル(販売業) チェックリスト(販売業)

危害防止規定モデル(輸送業) チェックリスト(輸送業)

- 毒物劇物の適切な保管管理について
- 毒劇物盗難等防止マニュアル
- 毒劇物盗難等防止ガイド

毒物劇物の安全な運搬・移送のため、
皆様のご理解とご協力をお願いします！

